

日立商工会議所会館会報チラシ折込サービスのご案内

1. 申込み受付
ご利用は、会員または行政・公的団体等に限りま
す。利用希望日の前月20日までに、直接窓口へ
お申し込みください。折込むチラシは発刊月の10
日までに納入願います。
また、現行の現物がない場合は、出来てからの申
込み受付となります。
2. 使用料金
当所の定めた料金表に従い、利用月月末までに所
定の料金をお支払いください。
3. 利用上の諸注意
入れられるチラシについては、以下に該当するもの
は利用できません。
 - 1) 公序良俗に違反するもの。
 - 2) 関係法規に違反するもの。
 - 3) 政治活動・宗教活動・意見広告または個人の
宣伝に係るもの。
 - 4) 虚偽または誤認される恐れのあるもの。
 - 5) 他の会員、消費者へ不当な利益を与える恐れ
のあるもの。
 - 6) その他、当サービスの運用上不適当な事項が
あるもの。
4. チラシ内容について
折込まれたものの内容に関しての責任は一切負
いません。
また、トラブルが発生した場合は誠意をもって対応
してください。
5. 利用について
 - 1) 原稿をいただいてから、折込サービスに適した
内容か協議します。
 - 2) ご用意いただく折込の数量は、担当者から連
絡いたしますが、残部は返却いたしません。
6. 発行
毎月20日 / 約3,300部
7. その他
ご不明な点は、お問い合わせください。

日立商工会議所会報チラシ折込料金表

様 式	料 金
B5判またはA4判	1枚折込につき 32,400円
B4判またはA3判 (2つ折り)	1枚折込につき 48,600円
パンフレット(1部50gまで)	1部折込につき 108,000円

(29.12.1)

- (備考) 1. 上記使用料金には消費税が含まれています。
2. 当所都合により利用をお断りする場合がございます。

日立商工会議所会報 チラシ折込サービスに関する規程

(目的)

第1条 本規程は、当所会員企業の販路拡大等を図ることを目的に行う。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本折込サービスは、日立商工会議所（以下「商工会議所」という。）が会員事業所に配布する会報に折込するサービスをいう。
- (2) チラシ 一枚刷りの印刷物でA4若しくはB5版のもの、またはA3若しくはB4版のものを二つ折りにしたものをいう。
- (3) パンフレット A4版以下の簡易的に綴られた印刷物で1部50グラム以下のものをいう。

(折込サービスの対象者)

第3条 本折込サービスを利用出来る者は、商工会議所会員事業所とする。但し、行政または公的団体（商店会等を含む）はこの限りではない。

(折込サービスの同封書類)

第4条 本折込サービスに同封できる印刷物は、チラシ及びパンフレット（以下「チラシ等」という。）とし、次の各号のいずれかに該当するものは、同封することができない。

- (1) 公序良俗に違反するもの。
 - (2) 関係法規に違反するもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人宣伝に係るもの。
 - (4) 虚偽、または誤認される恐れがあるもの。
 - (5) 他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがあるもの。
 - (6) その他、当該サービスの運用上不適当な事項があるもの。
- 2 チラシ等の内容に関する責任は、折込サービスを利用する者（以下「利用者」という。）が負うものとし、商工会議所は一切の責任を負わない。
- 3 本折込サービスに関する手続き上のトラブルは双方が誠意をもって対応し、また、該当サービスにより生じた取引上のトラブル等について本商工会議所は一切の責任を負わない。
- 4 本折込サービスは、利用者の情報発信の便宜、販路および事業機会の拡大を図るものであり、商工会議所が依頼者に対して信用を供与するものではない。

(申込)

第5条 利用者は、折込サービス申込書に必要事項を記入のうえ、利用希望月の前月20日までにチラシ等の見本を添えて商工会議所へ申し込むこと。前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、該当実施月を繰り延べる事がある。

2 本折込サービスは、申し込み状況により希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同で希望にはそえない。

3 チラシ等の折込部数は、商工会議所会員事業所数とし、利用者は商工会議所が指定する数を折込希望月の10日までに商工会議所へ納品する。定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。なお、残部が生じても原則返却はしない。

(料金等)

第6条 利用者は定められた金額を利用月月末までに商工会議所へ支払わなければならない。

チラシ折込料金 (消費税込み)

A4またはB5	1枚折込につき	32,400円
A3またはB4 2つ折り	1枚折込につき	48,600円
パンフレット (50グラムまで)	1部折込につき	108,000円

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項は会頭が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年11月27日から施行する。

日立商工会議所会報折込サービス申込書

	局長		課長		課長代理		担当者	
申込受付日 (区分)	平成 年 月 日() (会員 特別会員 公共団体 商店会)							
事業所名 (担当者名)	(担当者名) (所属部署)							
所在地 (連絡先)	〒 TEL. () FAX. ()							
様 式	B5判・A4判・B4判(2つ折)・A3判(2つ折)・パンフレット							
希望月	折込み希望月 (月号) <発行日:毎月20日> ※印刷物の納入は、折込み希望月の10日まで(休日の場合は前日)に 願います。							
原稿見本	※必ず、原稿見本を添付してください。添付されていないものは受けられ ません。							

日立商工会議所会報チラシ折込サービスに関する規程に同意します。

※お申込書は太枠内をすべてご記入ください。

チラシ内容の確認	可	不可	連絡日	月	日
会員コード			会費納入状況	年	月まで
料 金	円		領収日	月	日

(29.12.1)

日立商工会議所 〒317-0073 日立市幸町1丁目21番2号
 TEL:0294-22-0128 FAX:0294-22-0120
 URL:<http://www.hitachicci.or.jp/>
 E-mail:h1204@hitachicci.or.jp